

相手国政府・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈 与 の 暗度額 (注2)	署名日 (効力生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	244,854千円 -----	H14.1.13 サナで (同日)	日本側 大木正充在イエメン大使 イエメン側 アフマド・ムハンマド・スーザーン	H14.6.26 269号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	146,430千円 -----	H14.3.13 サナで (同日)	日本側 素義昭在イエメン 臨時代理大使 イエメン側 アフマド・ラフマン・ムハンマド・タルムーム計画・開発大臣	H15.5.13 133号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	241,390千円 -----	H14.7.10 サナで (同日)	日本側 大木正充在イエメン イエメン側 アフマド・ムハンマド・スーザーン 計画・開発大臣	H15.6.11 181号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	109,364千円 -----	H14.7.10 サナで (同日)	日本側 大木正充在イエメン イエメン側 アフマド・ムハンマド・スーザーン 計画・開発大臣	H15.6.11 182号
イエメン	南部イエメン結核対策拡充計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	南部イエメン結核対策センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 1. アデン結核対策センターの建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与	589,000千円 H15.3.31まで	H14.7.10 サナで (同日)	日本側 大木正充在イエメン イエメン側 アフマド・ムハンマド・スーザーン 計画・開発大臣	H15.7.24 265号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	145,149千円 -----	H14.9.7 サナで (同日)	日本側 大木正充在イエメン イエメン側 アフマド・ムハンマド・スーザーン 計画・開発大臣	H15.11.10 431号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

マニマニの無償資金協力取扱い記

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (別紙日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	1. 小中学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1、2の生産物及び機材の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の維持・管理指導に必要な役務の供与 5. 上記4の機材の運用指導に必要な役務の供与	565,000千円 H15.3.31まで	H14.11.24 サナで (同日)	日本側 泰義昭在イエメン 臨時代理大使 イエメン側 アフマド・ムハンマド・スマーファーン 計画・開発大臣	H15.5.13 136号
イエメン	イエメン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	イエメンの経済の構造改革努力推進及び債務問題を含むイエメンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H15.3.23 サナで (同日)	日本側 太木正光在イエメン 大使 イエメン側 ヒシヤム・シマラフ・アブドウラ計画 ・開発省次官	H16.5.20 221号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	107,831千円 -----	H15.3.23 サナで (同日)	日本側 太木正光在イエメン 大使 イエメン側 ヒシヤム・シマラフ・アブドウラ計画 ・開発省次官	H16.5.20 222号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	239,360千円 -----	H15.3.23 サナで (同日)	日本側 太木正光在イエメン 大使 ヒシヤム・シマラフ・アブドウラ計画 ・開発省次官	H16.5.20 223号
イエメン	無償資金協力に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、イエメンの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	487,293千円 -----	H15.4.28 サヌアで (同日)	日本側 太木正光在イエメン 大使 イエメン側 アラウイ・サレハ・アル・サラミー 副首相兼財務大臣	H16.5.20 224号
イエメン	小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	1. 学校校舎及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 基礎教育機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物及び機材の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記施設の維持・管理指導に必要な役務の供与	743,000千円 H16.3.31まで	H15.6.14 サヌアで (同日)	日本側 清水久繼在イエメン 臨時代理大使 イエメン側 アフマド・ムハンマド・スマーファーン 副首相兼計画・国際協力大臣	H16.6.15 274号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)譲与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (初稿日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
イエメン	教科書印刷所機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とイエメン共和国政府との間の交換公文	1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材及び2.の車両の操作指導に必要な役務の供与	610,000千円 H15.12.2まで	H15.12.3 サヌアで (同日)	日本側 石井祐一在イエメン大使 イエメン側 アフマド・ムハンマド・ヌーファーン副首相兼計画・国際協力大臣	H16.7.14 343号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。

(注3)日付については、平成〇年△月□日をH○.△.□と記している。

(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。